



●発行/杉並区 ●編集/広報課  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
区の代表電話は ☎3312-2111  
FAX 3312-9911(広報課直通)  
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

# 広報 **すぎなみ**

平成17年 10 / 1 NO.1737

特集号  
保健福祉計画・  
介護保険事業計画の改定を  
進めています

〈発行日〉毎月1日・11日・21日

## 保健福祉計画・介護保険事業計画の改定を進めています

保健福祉計画と介護保険事業計画の素案の主な内容をお知らせし、「杉並区自治基本条例」に基づく区民等の意見提出手続きにより、皆さんのご意見を伺います。問い合わせは、各記事の問い合わせ先へ。

### 安心して健やかに生活できる「健康都市杉並」の実現のために

▶赤ちゃんとのおふれ合い授業(松ノ木小学校)



## 保健福祉計画(素案) (平成18年度~22年度)

保健福祉計画は、「健康都市杉並」の実現をめざす保健福祉分野の基本的・総合的計画として、保健福祉の政策・施策・事業の体系、到達目標を明らかにするものです。

問い合わせは、保健福祉部管理課へ。

### 計画改定の趣旨

区では、平成15年3月に、15年度~19年度までの5年間を計画期間とする「杉並区保健福祉計画」を策定しました。

区はこれに沿って、保育園待機児の解消や特別養護老人ホーム入所待機期間の短縮をはじめとする各種の保健福祉施策の充実に努めてきました。

計画策定以後三年を経過した現在、次世代育成支援法の制定や児童福祉法の改正、介護保険制度の改正、障害者支援費制度の導入や障害者自立支援法案の検

討、母子寡婦福祉法の改正や健康増進法の施行など、保健福祉を取り巻く制度や社会環境が大きく変わってきています。

また、この間、少子高齢化や女性の社会進出、長引く経済不況などにより、区民の生活様式は一層多様化するとともに、犯罪の多発や大規模災害・新興感染症などへの危機感の高まりなどにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことへの区民の願いは一層強まっております。保健福祉サービスの質やあり方も、これらの区民要望に合わせた対応が求められています。

一方、区は16年11月、新たな基本計画「すぎなみ五つ星プラン」を策定しました。この計画では、「いきいき元気に生涯現役」地域ぐるみで教育立区、「安全安心」二四時間三六五日の三つの重点プランのもと、22年度までに「人が育ち人が活きる杉並区」を目指すこととしています。

また、それを実現するために、「区民との協働」を推進していくことが、区政運営の重要なテーマとなっております。

このため、保健福祉サービスに関する各分野で、これまでの取り組みを評価した上で、保健福祉を取り巻く環境や要望の変化を踏ま

### 計画の性格

この計画は、区の行政計画(基本計画・実施計画)改定の際の保健福祉分野の指針であり、今後、行政計画・予算の中に位置付けて実施すべき施策・事業の方向性と優先性を提示するものです。

そのほか、法律通知などに基づく次の計画の性格を持つています。

- ①次世代育成支援行動計画
  - ②健康増進計画
  - ③老人保健計画
  - ④老人福祉計画
  - ⑤介護保険事業計画
  - ⑥地域福祉計画
  - ⑦母子家庭及び寡婦自立促進計画
- 計画期間は、18年度~22年度までの5年間です。

### 基本理念

この計画は、杉並区21世紀ビジョンに基づき、子どもから高齢者まですべての区民が、安心して健やかに生活できる、健康都市杉並を実現するため、次に掲げる基本理念のもとに策定します。

人間の尊重  
子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、

## ご意見をお寄せください

- ①ハガキ・封書または閲覧場所に設置してある意見用紙に書いて、郵送またはファクス FAX 3312 2197で、10月31日(月)までに保健福祉部管理課または高齢者施策課へ。
  - ②ご意見には、氏名・住所(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称と代表者の氏名も書いてください。
  - ③区ホームページの電子掲示板に、ご意見を書き込むこともできます。
- 【開設期間】10月1日(土)~31日(月)

### 【概要版閲覧場所】

保健福祉部管理課(区役所東棟三階)、高齢者施策課(区役所東棟一階)、区政資料室(区役所西棟二階)、保健センター、福祉事務所、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館

### 重点推進プラン

すべての区民の人間性が尊重され、人権が保障されることを何よりも優先します。

自立の促進  
すべての区民が、個々の意欲と能力に応じて主体的に社会参加し、自己実現を達成することができるよう、一人ひとりの自立した生活を大切にします。

- 生活の質の向上  
すべての区民が、多様な生活様式に対応した、健康で文化的な真の豊かさを実感できる生活を送ることができるよう、生活の質の向上を重視します。
- 自己決定の尊重  
すべての区民が、自己の意思で必要な保健福祉サービスを選択でき、住み慣れた地域で生きがいのある生活を送ることができるよう、個人の自己決定を尊重します。
- 2面には、各分野の施策を掲載します。



古紙配合率100%再生紙を使用しています

# 基本理念に基づき、 区は次の方針で政策を推進します

未来を拓く子どもたちが育つまちをつくる

妊産婦・乳幼児期から青少年まで、子どもたちが健やかに成長するためのサービスの提供や環境整備を進めるとともに、安心してゆとりある子育てができるよう、子育てを支援するための取り組みを推進します。

- 子どもたちが健やかに成長するために
  - 母子・学齢期保健対策の推進
  - 児童館・学童クラブの充実
  - 青少年が健全に育つ社会づくり
- 子育てを支える地域サービスの充実
  - 子育てを支援する地域サービスの充実
  - 保育の充実
  - 子ども・子育てを支えあう地域をつくるために
    - 児童虐待対策の推進
    - 子ども・子育てを応援する環境整備
    - 小児救急医療の充実(再掲)

食の安全には子どもたちも興味津々  
(夏休み食品衛生監視員体験教室)



だれもが参加し、健康で暮らせるまちをつくる

だれもが健康でいきいき暮らすことができるよう、各々の世代と特性に応じた心と身体の健康を保つための施策に取り組みます。また、食や暮らしの安全確保や区民の生命と健康を脅かす健康危機への備えなどを強化します。

- だれもが健康でいきいき暮らせるために
  - 住民参画の健康づくり
  - 生活習慣病の予防
  - 心の健康づくり
  - 歯科保健医療対策
  - 難病・アレルギー対策
- 暮らしを取りまく安全安心のために
  - 食の安全確保
  - 暮らしの安全確保
  - 医薬品や毒物・劇薬等の安全
- 健康危機に適切に対応するために
  - 医療の安全確保
  - 試験検査機能の充実
  - 動物と共生できる地域社会づくり
  - 地域医療体制の整備
  - 小児救急医療の充実
  - 感染症予防対策の充実
  - 危機管理対策の充実

携帯電話はいろいろなところで役立ちます  
(らくらくモバイルフォン教室)



高齢者の尊厳が守られ、  
安心してくらし続けられるまちをつくる

高齢者が住み慣れた地域でいきがいを持って生活し、活躍できるように、多様な支援サービスを提供します。また、要介護の高齢者が安心して適切な介護保険サービスを受けられるよう、サービスの質と量の充実を図ります。

- 元気でいきいきと活躍するために
  - 介護予防の推進
  - 社会参加と交流の支援
  - 活動基盤の整備
  - 自立生活可能な住まいの確保
- 支援が必要となっても自立して生活するために
  - 総合相談・支援体制の充実
  - 日常生活支援サービスの充実
  - 認知症高齢者等への支援
  - ひとり暮らし高齢者等への支援
- 介護が必要になっても安心して暮らしていただけるために
  - 介護保険サービスの質の向上・事業者支援
  - 家族介護支援事業の推進
  - 介護保険サービス基盤整備
  - 高齢者虐待への対応の充実
  - 介護が必要になっても安心して暮らしていただけるために

障害のある人が地域の人とともに  
自分らしく生きるまちをつくる

障害のある人が、地域の中で力を発揮し、自分らしく生き、地域生活が送れるよう、日常生活の支援やそれぞれの障害に応じた就労支援など、多様な支援の取り組みを進めます。

- 自分で決めることを大切に
  - 自己決定の支援
  - こころ豊かな日常生活への支援
  - 生涯学習、趣味活動等の推進
  - 多様な暮らしの場づくり
- 自分の力を発揮し、主体的に社会参画するために
  - 雇用の拡大・企業就労等の促進
  - 自分の力をいかした社会活動の推進
  - 障害当事者の主体的活動の支援
- 安心・安全な生活をみんなであらためるために
  - 24時間安心できる地域生活の支援
  - 地域で支え合う環境づくり

自立と参加のまちをつくる

地域の中に支えあいの輪を広げるために、地域活動を支援するとともに成年後見制度の利用支援など、権利擁護の施策を強化します。また、ひとり親家庭等の自立支援、生活困窮者への対応などの施策の充実を進めます。

- 支えあいの輪を広げるために
  - 区民による地域福祉活動への支援
  - ユニバーサルデザイン(すべての人が使いやすい設計)の推進
  - 公共交通機関での移動が困難な人向けの移送サービスの充実
  - 一人ひとりが尊重され、地域で安心して自立した生活ができるために
    - 生活困窮者支援の充実
    - ひとり親家庭の自立支援
    - 家庭内、配偶者間暴力対策の推進
    - 路上生活者自立支援
    - 利用者保護と福祉サービスの向上のために
      - 利用者保護の推進
      - 福祉サービス第三者評価の促進と質の向上

# 第3期杉並区介護保険事業計画(素案)

介護保険制度が施行されて五年が経過し、国による介護保険制度の全般的な見直しが行われ、介護保険法が改正されました。今回の事業計画の改定では、法改正による制度全般の見直しを反映し、一〇年後(26年度)の高齢者介護の姿を念頭にいた長期的な目標を立て、それを実現するための中間段階となる18年度、20年度の三年間を計画期間として、区民や学識経験者などで構成する介護保険運営協議会の意見を聴きながら策定します。

## 計画の基本的な考え方と介護保険サービスの見込みなど

### 基本的な考え方

区の介護保険事業の基本理念は、人権擁護を前提とした「高齢者の自立支援」です。

すなわち、寝たきりなどの予防に力を入れるとともに、介護を要する状態になっても高齢者の希望が尊重され、自立した生活が送れるような生活の質の維持・向上を目指した支援を行います。

### 介護保険サービス等の見込みおよび確保のための方策

#### 高齢者人口および要介護等認定者の推計

第一号被保険者は今後さらに増加し、65歳以上人口に対する要介護等認定者の比率も増加しつづけると推計されています。

事業期間における被保険者数、要介護等認定者数などは表1のように見込んでいます。

#### 居宅介護給付

20年度に居宅の要介護認定者の80%が利用するものとして推計しています。(表2)

訪問系サービスについては、介護系サービスと医療系サービスの連携など、サービスの質の確保が図られるよう、事業者・医療機関などへの支援を行います。

通所系サービスについては、制度改正の適切な情報は、制度改正の適切な情報は、

#### 居宅予防給付

20年度に居宅の要支援認定者の75%が利用するものとして推計しています。(表3)

多様な事業者の参入や事業拡大が促進されるよう、情報提供・相談助言により事業者の支援を行います。

#### 施設・居住系サービス

26年度に要介護2~5の認定者数の37%が利用することを目標として推計しています。(表4)

杉並区実施計画および東京都介護保険事業支援計画に基づき、建設助成などを行い、区全体で一定数の整備を図ります。

#### 地域密着型サービス

日常生活圏域ごとにサービス量の推計を行い、建設助成などにより事業者の参入を支援することによって必要量を確保します。

#### 円滑な運営のために

介護保険の円滑な運営のため、区は介護保険運営協議会の運営、介護サービスの質の向上、保険者機能の強化、介護関係機関の連携体制とその支援、相談体制の充実および苦情処理などに取り組みます。

## 事業費の見込み

保険料の算定の基礎となる18年度、20年度までの事業費は、表5のように見込んでいます(事業費は、現行の介護報酬を基に推計したごく粗い試算であり、変更となる予定です。このうち地域支援事業の費用については、主に介護予防のために追加される新たな費用です)。

表5 事業費の見込み

区分	18年度	19年度	20年度	合計
サービスなどの総費用	278.4億円	291.0億円	302.0億円	871.4億円
地域支援事業の費用	7.5億円	7.9億円	8.2億円	23.6億円
合計	285.9億円	298.9億円	310.2億円	895.0億円

介護保険全体の費用を推計したものであり、利用者負担分(1割)を含みます。

## 18年度から大きく変わります!!

## 介護保険制度の住民説明会

時・場左表のとおり<sup>①</sup>無料<sup>②</sup>当日、直接会場へ<sup>③</sup>高齢者施策課

住民説明会の日程	場所	月日
永福和泉地域区民センター(和泉3 8 18)		10月2日(日)・14日(金)
井草地域区民センター(下井草5 7 22)		10月3日(月)・15日(土)
西荻地域区民センター(桃井4 3 2)		10月4日(火)・8日(土)
荻窪地域区民センター(荻窪2 34 20)		10月6日(木)・30日(日)
阿佐谷地域区民センター(阿佐谷南1 47 17)		10月7日(金)・23日(日)
高円寺地域区民センター(梅里1 22 32)		10月9日(日)・11日(火)
高井戸地域区民センター(高井戸東3 7 5)		10月13日(木)・22日(土)

時間は、いずれも午後2時~4時30分。各回とも同じ内容です。車での来場はご遠慮ください。

表1 計画期間における人口推計など

区分	18年度	19年度	20年度
総人口	52万9320人	53万0073人	53万0232人
第2号被保険者(40歳以上65歳未満)	16万8159人	16万9689人	17万1465人
第1号被保険者(65歳以上)	9万7029人	9万9128人	10万1052人
高齢化率	18.3%	18.7%	19.1%
要介護等認定者	1万7929人	1万8522人	1万9179人
65歳以上人口比	18.5%	18.7%	19.0%
施設サービス利用者	2484人	2554人	2564人
居宅サービス対象者	1万5445人	1万5968人	1万6615人

(注)1 各年度10月1日の人数です。2 人数には、住所地特例者593人が含まれています。3 要介護等認定者は、過去の要介護等認定者と高齢者人口の実績を基に推計しました。

表2 居宅介護給付にかかるサービス量の見込み(要介護認定者)

サービスの種類	18年度	19年度	20年度
訪問介護(回/月)	12万5655	10万6731	11万0376
訪問入浴介護(回/月)	2751	2750	2840
訪問看護(回/月)	5473	5003	5083
訪問リハビリテーション(回/月)	363	385	449
居宅療養管理指導(人/月)	1516	1371	1407
通所介護・通所リハビリテーション(回/月)	未推計	未推計	未推計
短期入所生活介護・短期入所療養介護(床/月)	4667	4526	4683
福祉用具貸与(人/月)	3987	3331	3522
居宅介護支援(人/月)	6739	5027	5162

(注)1 サービス利用は各年10月の利用分の推計です。2 表中のサービス利用量には第2号被保険者の利用量も含まれます。

表3 居宅予防給付にかかるサービス量の見込み(要支援認定者)

サービスの種類	18年度	19年度	20年度
介護予防訪問介護(回/月)	4万0284	6万3191	6万6120
介護予防訪問入浴介護(回/月)	48	86	90
介護予防訪問看護(回/月)	690	1255	1334
介護予防訪問リハビリテーション(回/月)	22	43	45
介護予防居宅療養管理指導(人/月)	231	393	405
介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション(回/月)	未推計	未推計	未推計
介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護(床/月)	212	485	578
介護予防福祉用具貸与(人/月)	1298	2206	2398
介護予防支援(人/月)	4176	6272	6696

(注)1 サービス利用は各年10月の利用分の推計です。2 表中のサービス利用量には第2号被保険者の利用量も含まれます。

表4 施設・居住系サービスの量の見込み

区分	18年度	19年度	20年度	
施設サービス利用者数	2484人	2554人	2564人	
内訳	介護老人福祉施設	1515人	1575人	1575人
	介護老人保健施設	519人	525人	532人
	介護療養型医療施設	450人	454人	457人
	地域密着型介護老人福祉施設	0人	0人	0人
居住系サービス利用者数(介護専用型以外の特定施設利用者を除く)	318人	402人	429人	
内訳	介護専用型特定施設	110人	159人	160人
	認知症対応型共同生活介護	208人	225人	233人
	地域密着型特定施設	0人	18人	36人

(注)1 表中の人数には、第2号被保険者の利用者を含みます。2 表中の人数には、要支援認定者の利用者を含みます。

地域密着型サービスの創設 介護サービスの種類(18年4月から)

介護予防給付(新予防給付)	介護給付
<p><b>介護予防サービス</b></p> <p><b>訪問サービス</b></p> <p>介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導</p> <p><b>通所サービス</b></p> <p>介護予防通所介護(デイサービス) 介護予防通所リハビリテーション</p> <p><b>短期入所サービス</b></p> <p>介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売</p> <p><b>地域密着型介護予防サービス</b></p> <p>介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</p> <p><b>介護予防支援</b></p>	<p><b>居宅サービス</b></p> <p><b>訪問サービス</b></p> <p>訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導</p> <p><b>通所サービス</b></p> <p>通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション</p> <p><b>短期入所サービス</b></p> <p>短期入所生活介護 短期入所療養介護</p> <p>特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売</p> <p><b>地域密着型サービス</b></p> <p>夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p><b>施設サービス</b></p> <p>介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p> <p><b>居宅介護支援</b></p>

住み慣れた地域での生活を支えるため、「地域密着型サービス」を創設します。区がサービス事業者の指定を行い、区の被保険者のみがサービスを利用できます。

**高額介護サービス費**

利用者負担第2段階の方

介護保険施設利用者で所得の低い方は、食費・居住費の自己負担を減額する利用者負担限度額の適用を受けることができます。(対象者は、表1のとおり)

適用を受けるには区に申請が必要です。すでに申請を済ませた方には、10月からの認定証を送付しています。

**対象となるサービス**

① 指定介護老人福祉施設における施設サービス

② 訪問介護

**負担限度額の設定**

介護保険施設利用者で所得の低い方は、食費・居住費の自己負担を減額する利用者負担限度額の適用を受けることができます。(対象者は、表1のとおり)

適用を受けるには区に申請し、確認証の交付を受けてください。

表2 軽減の対象となる方

次の①～⑤をすべて満たし、生計困難者として区が認めた方。

世帯員数	1人	2人	3人	4人以上
①収入(年間)	150万円以下	200万円以下	250万円以下	以降世帯員1人増えるごとに50万円を加えます
②預貯金額	350万円以下	450万円以下	550万円以下	以降世帯員1人増えるごとに100万円を加えます

③世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと

⑤介護保険料を滞納していないこと

**軽減の対象とならない方**

生活保護を受けている方/特別養護老人ホームの旧措置の入所者の方で、利用料の減額を受けている方/公費助成を受けている方

**利用者負担段階**

介護保険サービスを利用した場合、サービス費用の1割や食費などを利用者が負担します。低所得で特に生計が困難な世帯の方は、この利用者負担額を4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)減額する制度があります。この制度は、軽減事業の実施を都と区へ申し出て利用する事業者を利用した場合のみ対象となります。軽減を受けるには区に申請し、確認証の交付を受けてください。

③ 通所介護  
④ 短期入所生活介護  
⑤ 訪問入浴介護  
⑥ 訪問看護  
⑦ 訪問リハビリテーション  
⑧ 通所リハビリテーション  
⑨ 短期入所療養介護

**対象となる費用**

利用者負担額(1割)・食費・居住費。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 介護保険課 係 53070655

表1 利用者負担段階

利用者負担段階	対象者
第3段階	区民税世帯非課税であって課税年金収入額+合計所得金額が80万円超266万円未満の方等
第2段階	区民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方等
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等

**改定のポイント**

「杉並らしさ」を生かした介護保険事業のために

**介護予防の推進**

「活動的な85歳の高齢者を目標に介護予防システムを構築します。杉並独自の介護予防サービス計画モデルを作成し、被保険者や事業者へ提供します。新たに導入された介護予防サービスの周知にも努めます。

介護予防の取り組みとして、「地域支援事業(介護予防事業)」と「新予防給付」の二大水際作戦を展開します。(図1)

全高齢者を対象に、健康

**地域支援事業(包括的支援)**

介護状態の重度化を防止します。

地域における包括的な支援の確立

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを地域において確立します。日常生活圏域を設定し、公正・中立性を確保しながら地域における包括的な支援を行う核となる地域包括支援センターを20カ所設置します。

**日常生活圏域の設定**

杉並区基本計画の七地域とし、相談などのより身近なサービスを提供する単位として、地域ごとに中学校区程度の二～三地区(計二〇地区)を置く二層制として設定します。

**高齢者の尊厳を支えるケア**

高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、日常生活圏域ごとに適切な地域密着型サービスの基盤を整備し、二四時間三六五日の安全・安心確保に努めます。

**地域支援事業(その他任意事業)**

介護給付の適正化に向けた事業や家族介護者を支援する事業を実施します。

**日常活動圏域の設定**

杉並区基本計画の七地域とし、相談などのより身近なサービスを提供する単位として、地域ごとに中学校区程度の二～三地区(計二〇地区)を置く二層制として設定します。

**介護保険制度10月改正**

食費・居住費の見直し

介護保険施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設・介護療養型医療施設(ショートステイ含む)での食費・居住費、通所系サービス(デイサービス・デイクア)での食費が自己負担となります。

